

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○救急医療機関の認定	一	(医療政策課)
○県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件)	一	(農村振興課)
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	二	(農村整備課)
○保安林の指定の解除の予定	二	(森林整備課)
○保安林の指定施業要件の変更の予定	二	(同)
○港湾施設の概要	三	(港湾課)
○土地改良区役員の退任の届出	三	(東部地方振興事務所)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	三	(契約課)
○第七十四回宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の実施の変更	五	
○宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者(第一回))の実施の変更	五	
○公安委員会		
○警備法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施	五	
○宮城県告示第四百九十一号		
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。		

告 示

令和五年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
一般財団法人宮城県 成人病予防協会附属 仙台循環器病センタ 1 仙台市青葉区泉中央一丁目六 番十二号	仙台市青葉区泉中央一丁目六 番十二号	令和五年七月十二日	令和八年七月十一日

○宮城県告示第四百九十二号

県営七ヶ宿西部地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八條第十八項において準用する同法第八十七條第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八條第十八項において準用する同法第八十七條第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年七月十四日から令和五年八月十五日まで

三 縦覧場所

七ヶ宿町役場

○宮城県告示第四百九十三号

県営七ヶ宿東部地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八條第十八項において準用する同法第八十七條第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八條第十八項において準用する同法第八十七條第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年七月十四日から令和五年八月十五日まで

三 縦覧場所

七ヶ宿町役場

○宮城県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業広沼沼地区1分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和五年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年七月十八日から令和五年八月十六日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河南総合支所

○宮城県告示第四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

栗原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）、大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、仙台塩釜港塩釜港区の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港湾事務所において縦覧に供する。

令和五年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種類	施設名	位置	構造	数量・能力	備考
港湾環境整備施設	北浜緑地公園	塩竈市北浜地内	—	面積七、四六九平方メートル	変更

○宮城県告示第四百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、鳴瀬土地改良区役員について、次のとおり届出があった。

令和五年七月十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石 川 佳 洋

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年六月三十日	及川 善啓	東松島市小野字新欠下十五番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 ベクトルネットワークアナライザ 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和六年三月二十二日（金）

4 納入場所 宮城県産業技術総合センター（宮城県仙台市泉区明通二丁目二番地）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店

又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和五年七月二十七日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 山本 彩乃 電話〇二二一二一一三三三五）
3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和五年七月二十七日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年七月二十七日（木）午前九時から令和五年八月四日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年八月四日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和五年八月九日（水）午前九時から令和五年八月二十二日（火）午後五時まで
(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和五年八月二十二日（火）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和五年八月二十三日（水）午前十時 宮城県庁行政舎十八階一八〇三会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定に

よる。

- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Vector Network Analyzer (1 set)
- 2 Deadline for Delivery : March 22, 2024 (Fri.)
- 3 Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government
- 4 Deadline for Bid Submission : August 22, 2023 (Tue), 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Information : Azano Yamamoto, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 38-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

人事委員会

○令和五年四月二十一日付で公告した、第七十四回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）の実施に係る宮城県公報第三九七号別冊二のうち、最終合格発表の時期を次のとおり変更する。

令和五年七月十四日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

変更前 八月中旬
変更後 八月上旬

○令和五年四月二十一日付で公告した、宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者（第一回））の実施に係る宮城県公報第三九七号別冊三のうち、最終合格発表の時期を次のとおり変更する。

令和五年七月十四日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

変更前 八月中旬
変更後 八月上旬

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第87号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年7月14日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期間

- (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

(2) 実施期間

ア 新規取得講習

(ア) 第1回講習

令和5年8月21日（月）から同月28日（月）まで（土、日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

(イ) 第2回講習

令和5年9月8日（金）から同月15日（金）まで（土、日曜日を除く。）の6日間

ウ 追加取得講習

(ウ) 第1回講習

令和5年8月24日（水）から同月28日（月）まで（土、日曜日を除く。）の3日間

(エ) 第2回講習

令和5年9月13日（水）から同月15日（金）までの3日間

(6)

2 講習の実施場所及び委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

第1回講習及び第2回講習ともに新規取得講習及び追加取得講習合わせて40人。

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事し、かつ、現に2号警備業務に従事している者
エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事し、かつ、現に2号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)ア～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを

受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

ア 第1回講習

令和5年7月24日（月）から同月28日（金）までの5日間（24日から27日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

イ 第2回講習

令和5年8月14日（月）から同月18日（金）までの5日間（14日から17日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

ア 第1回講習

令和5年8月4日（金）から同月10日（木）まで（土、日曜日を除く。）の5日間（午前9時から午後5時まで）

イ 第2回講習

令和5年8月21日（月）から同月25日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。
なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

エ 前記4-(1)ア～エに該当する者

最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 前記4-(1)イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(1)-ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(1)-エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-(1)-オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては38,000円、追加取得講習受講者にあつては14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課